

犯罪の防止に配慮した深夜営業の小売店舗に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、栃木県安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年栃木県条例第8号）第7条第1項により定められた「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づき、犯罪の防止に配慮した深夜営業の小売店舗（以下「深夜営業店舗」という。）の構造、設備及び防犯体制等に関する必要な事項を示し、もって深夜営業店舗における犯罪の防止を図ることを目的とする。

2 指針の基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、深夜（午後11時～午前6時）営業店舗を対象とする。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、深夜営業店舗の構造、設備及び防犯体制等に関し、当該店舗を営む者が犯罪の防止に配慮すべき事項を示すことにより、主体的な取組を促すものである。

(3) 指針の運用

この指針の運用にあたっては、関係法令との関係、建築計画上の制約並びに当該店舗の構造、設備及び防犯体制等の実態を踏まえ、合理的な対策を行うものとする。

(4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

第2 深夜営業店舗の構造、設備等

深夜営業店舗を営む者は、店舗において発生する強盗等の犯罪を防止するため、周囲からの見通しの確保や防犯カメラの設置など、次のような事項に配慮するものとする。

1 店舗の構造等

(1) 店舗内外から見通しのよい場所へのカウンターを設置

(2) カウンター付近への従業員が避難できる部屋等の設置

(3) カウンター越しに中の現金が見えない、また手が届かない場所へのレジの設置

(4) カウンターへの侵入を防止するための扉の設置と確実な施錠

(5) 店舗内の見通しの確保に配慮した商品棚の配置及び出入口へのシール等の貼付

(6) カウンターからの見通し及び防犯カメラによる視認が確保された場所へのATM（現金自動預払機）等の設置

2 店舗の設備等

- (1) 店舗周辺（駐車場等）の照明設備の充実
- (2) 店舗周辺（駐車場等）に向けた防犯カメラの設置
- (3) 出入口への来客感应装置の設置
- (4) 店舗内への防犯ミラーの設置
- (5) 防犯ベルの設置及びスイッチの複数箇所への配置
- (6) 警備業者への通報装置の設置の検討
- (7) 通報装置と連動して点滅する赤色灯等の店舗外への設置
- (8) カラーボール等の防犯機材の備え付け
- (9) 事務室、倉庫等の客の立ち入り禁止場所の確実な施錠
- (10) 防犯カメラを設置する際には、次の事項について留意すること。

- ア 防犯カメラ設置店であることの明示
- イ 出入口及びカウンター前の人物の確実な撮影・録画
- ウ 店舗内に死角部分を生じさせないカメラの配置
- エ デジタル方式等のより効果的な録画装置の導入
- オ 24時間の録画及び1週間以上の記録媒体の保管
- カ カメラ及び録画装置の定期的な点検整備
- キ 記録媒体の強奪・破壊防止に配慮した録画装置の設置場所の選定

第3 防犯体制

1 防犯責任者の指定

深夜営業店舗を営む者は、各店舗ごとに、店長等のうちから責任ある者を防犯責任者として指定するものとする。

2 防犯責任者の任務

防犯責任者の主な任務は、次のとおりとする。

- (1) 防犯設備の定期的な点検整備
- (2) 防犯マニュアルの備え付け及び重要事項（通報装置等の操作、110番通報要領、事件発生時の対応要領等）の事務室等への掲示
- (3) 警察、防犯関係機関・団体等との連携及び防犯情報の交換
- (4) 店舗の近隣居住者との良好な関係の確立による不審者についての連絡及び事件発生時の通報に関する協力依頼
- (5) 従業員に対する防犯指導及び防犯訓練を実施する際には、次の事項について留意すること。
 - ア 採用時における防犯指導の徹底
 - イ 通報装置、防犯ベル、防犯カメラ等の操作方法の確実な習得
 - ウ 定期的な防犯指導（月1回以上）及び防犯訓練（年1回以上）の実施
 - エ 他店において強盗事件等が発生した際の、事件の概要及び防犯上の留意事項等の周知

オ 事件の発生を予測した役割分担及び警察への通報の要点等の指導

3 警戒の方法

深夜営業店舗における警戒の方法は、次のとおりとする。

- (1) 店舗内外の常時警戒による不審者の発見
- (2) 来客に対する顔を見ての声かけの励行
- (3) 深夜における複数勤務員の確保
- (4) 警備業者等による深夜の巡回、立ち寄り等の委託の検討

4 現金管理

深夜営業店舗における現金の管理方法は、次のとおりとする。

- (1) 高額紙幣の固定式金庫等への保管
- (2) レジ内現金の必要最小限度内での保管
- (3) レジを使用していないときの確実な施錠
- (4) 固定式金庫の鍵の確実な管理・保管
- (5) 固定式金庫の異常を知らせる通報装置の設置の検討
- (6) 多額の現金を搬送する際の複数人員による実施